



栃木県公報

令和5(2023)年
3月22日(水)
号 外
第 9 号

目 次

規 則

○とちぎ花センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

栃木県規則第10号

とちぎ花センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

とちぎ花センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

とちぎ花センター設置及び管理条例施行規則（平成4年栃木県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(大温室の利用時間)</p> <p>第4条 センターの鑑賞大温室（以下「大温室」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 4月1日から10月31日までの期間 <u>午前9時30分から午後4時30分まで</u></p> <p>(2) 11月1日から翌年3月31日までの期間 <u>午前9時30分から午後4時まで</u></p>	<p>(大温室の利用時間)</p> <p>第4条 センターの鑑賞大温室（以下「大温室」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 4月1日から10月31日までの期間 <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 11月1日から翌年3月31日までの期間 <u>午前9時から午後4時30分まで</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(生産振興課)